

介護プロフェッショナルキャリア段位制度
外部評価審査員講習（第三者評価・養成施設等ルート）の受講案内

介護キャリア段位制度では、介護事業所・施設内の評価者（アセッサー）が内部評価を行うとともに、評価結果の適正性を確実に担保するため、外部評価機関の外部評価審査員が内部評価結果の適正性を評価（外部評価）することとしています。

この外部評価審査員については、介護事業所・施設に所属する評価者（アセッサー）のうち優秀な成績を収めた方々（介護事業所・施設ルート）のほか、第三者評価機関の評価担当者や介護福祉士養成施設等の教員の方々（第三者評価・養成施設等ルート）に就任いただくこととしています（養成ルートのイメージは5ページの資料1を参照）。

今般、第三者評価・養成施設等ルートの外部評価審査員を養成する講習について、下記のとおり、募集を行いますので、奮ってご参加ください。

記

1. 募集要件

審査員講習の受講にあたっては、次の（1）～（3）の全ての要件を満たす方とします。

（1）属性要件

次のいずれかに該当する方

①	介護キャリア段位レベル4以上の方				
②	介護福祉士として3年以上実務に従事した経験があり、かつ、介護福祉士実習指導者講習会を修了した方（介護福祉士養成実習施設実習指導者Ⅱの要件を満たす方）				
③	<p>実技試験に係る介護福祉試験委員の要件に該当している方。 具体的には、以下のいずれかに該当する方。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">(i)</td> <td>介護福祉士養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設）において介護の領域の科目を5年以上教授または指導した経験を有する方</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(ii)</td> <td>介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後10年以上実務に従事した経験等を有する方</td> </tr> </table>	(i)	介護福祉士養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設）において介護の領域の科目を5年以上教授または指導した経験を有する方	(ii)	介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後10年以上実務に従事した経験等を有する方
(i)	介護福祉士養成施設等（社会福祉士及び介護福祉士法第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設）において介護の領域の科目を5年以上教授または指導した経験を有する方				
(ii)	介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後10年以上実務に従事した経験等を有する方				
④	介護福祉士、保健師、助産師又は看護師の資格を取得した後5年以上実務に従事した経験等を有し、介護技術講習指導者養成講習を修了した方（介護技術講習指導者の要件を満たす方）				
⑤	サービス提供責任者、主任等（チームやユニットを管理・運営し、部下に対して指導・助言を行う役職に就いている方）又は介護部門のリーダー（課長（係長）、フロアリーダー等）				
⑥	介護福祉士、保健師、助産師又は看護師であって、5年以上介護サービスに関する評価又は調査の実務（福祉サービス第三者評価や介護サービス情報公表制度の調査員等）に従事した経験を有する方				

(2) 基本介護技術についてのトライアル評価の実施

介護事業所・施設において介護職員が実際に行っている介護技術を模擬的に評価する「トライアル評価」を実施していただくことが必要です。

このトライアル評価では、いずれかの介護事業所・施設において、原則として、要介護4程度以上の利用者の方に対して提供される基本介護技術（入浴介助、食事介助、排泄介助、移乗・移動・体位変換）を評価することが必要になります。トライアル評価の実施説明書・評価票等は別添のとおりですので、実施方法等の詳細は別添をご覧ください。

自らの団体等が介護事業所・施設を有していない場合は、交流のある介護事業所・施設に協力を求めることにより、トライアル評価を実施することが必要になります。例えば、第三者評価機関の場合は、第三者評価の実施先である介護事業所・施設に、介護福祉士養成施設であれば、介護実習を行っている介護事業所・施設に協力を求めること等が考えられます。

※ 他の介護事業所・施設においてトライアル評価を実施する場合、利用者のプライバシー保護をはじめ、協力いただける介護事業所・施設側の十分な理解と同意が必要となります。

(3) 外部評価機関への選定希望

所属する団体が、介護キャリア段位制度の外部評価機関になることを希望していること。

なお、外部評価機関は、実施機関（シルバーサービス振興会）が、以下の要件を満たす者のうちから選定します。

①	法人であること
②	外部評価審査員又は外部評価審査員となる見込みがある者がいること。
③	役員等の構成が外部評価の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないこと。
④	自らが外部評価を行う事業所・施設と同一の法人において、介護サービスを自ら提供していないこと。

2. 応募方法

「介護プロフェッショナルキャリア段位制度ホームページ」の審査員講習一覧の中の申込フォームより下記の応募期間内に応募してください。（<https://careprofessional.org/careproweb/jsp/>）

なお、応募に当たっては、所属する団体等の責任者の方の承認も必要です。

3. 応募期間

8月26日（月）10：00 ～ 9月6日（金）17：00 締切

4. 講習内容・スケジュール、修了要件

次のとおり、評価者（アセッサー）講習及び外部評価審査員講習を受講していただきます。なお、評価者（アセッサー）講習及び外部評価審査員講習の両講習について外部評価審査員合格基準に達した場合に外部評価審査員講習を修了したこととなり、外部評価審査員となることができます。

順序	内容	時期	
①	評価者（アセッサー）講習テキストの読み込み	9月	
②	評価者（アセッサー）講習のeラーニングを受講 （カリキュラムは6ページの資料2参照）	9月9日～10月13日	
③	評価者（アセッサー）講習のトライアル評価の実施 （介護事業所・施設において基本介護技術のトライアル内部評価を実施）	9月9日～10月25日	
④	評価者（アセッサー）講習の集合講習（同時中継方式）を受講 （カリキュラムは7ページの資料3を参照） 下記のいずれかの会場で受講（開催地及び定員数）	10月30日	
	北海道（札幌市）17名		岩手県（盛岡市）5名
	宮城県（仙台市）8名		福島県（福島市）8名
	茨城県（水戸市）5名		千葉県（千葉市）7名
	東京都（新宿区）20名		愛知県（名古屋市）17名
	大阪府（大阪市）15名		広島県（広島市）12名
	福岡県（福岡市）13名		
⑤	外部評価審査員講習テキストの読み込み	12月頃（予定）	
⑥	外部評価審査員講習eラーニングを受講	12月～2014年1月頃（予定）	
⑦	外部評価審査員講習のトライアル評価を実施 （モデル内部評価結果を用いたトライアル外部評価を実施）	12月～2014年2月頃（予定）	
⑧	審査員講習の集合講習（同時中継方式）を受講 ・トライアル評価結果を用いた演習、確認テスト等を実施する 1日間の講習を実施する予定 ・集合講習は東京会場を配信会場とした同時中継方式とし、以下のいずれかの会場で実施（具体的な開催会場は未定）	2014年2月頃（予定）	
	宮城県(仙台市) 東京都(23区) 大阪府(大阪市)		

※④の評価者（アセッサー）講習を優秀な成績で合格した場合のみ、⑤に進むことができます。

※④の集合講習を修了した場合でも、介護事業所・施設で内部評価を行う方のみ評価者（アセッサー）としての登録が可能のため、第三者評価・養成施設等ルートの審査員候補者の方は、評価者（アセッサー）としては登録されません。

※確認テスト結果や各種課題の成果等を評価し、優秀な成績を収めた場合のみ、外部評価審査員講習を修了し、外部評価審査員になることができます。

※⑤～⑧については、詳細決定次第、ご連絡いたします。

5. 外部評価審査員の職務内容

介護キャリア段位制度では、介護事業所・施設内の評価者（アセッサー）が、同事業所・施設内の介護職員の「できる（実践的スキル）」を評価（内部評価）することとしています。そして、この内部評価の適正性を確実に担保するため、定期的に、外部評価機関が介護事業所・施設における内部評価を評価（外部評価）し、内部評価が不適正と判断された場合は、レベル認定を取り消す等の措置を講じることとしています（以下の図「外部評価の基本スキーム」を参照）。

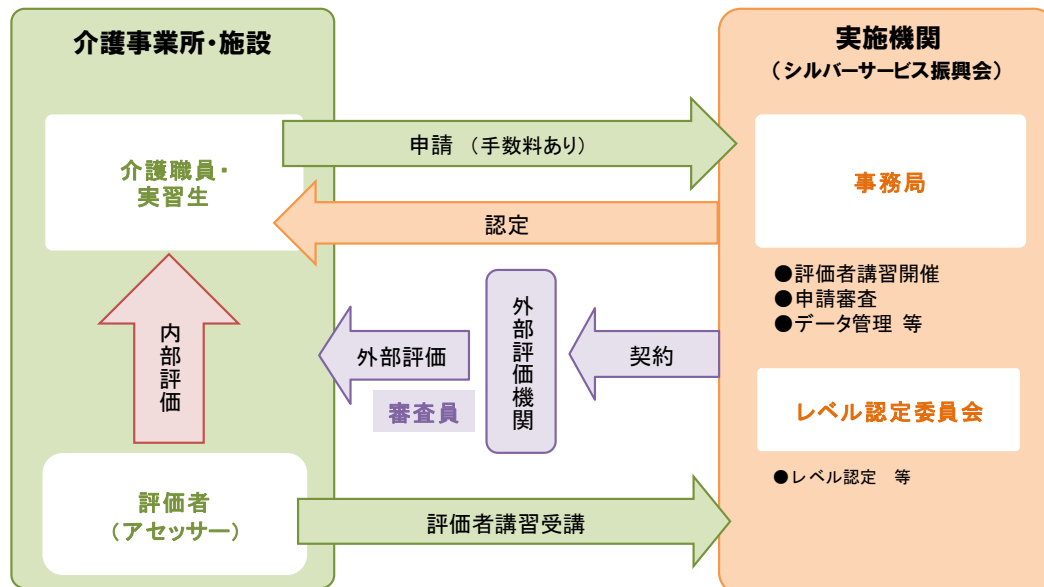
外部評価機関において、実際に、評価者（アセッサー）による内部評価結果を審査するのが、審査員の職務であり、主に、以下の職務等を行います。

①事前準備	内部評価を行った資料等を確認し、内部評価結果の事前評価等を行います。
②訪問調査	実際に介護事業所・施設を訪問し、記録の確認、評価者（アセッサー）ヒアリング、現認（外部評価審査員が被評価者の介護技術の評価）、被評価者ヒアリングを実施し、内部評価結果の適正性を評価します。
③外部評価結果取り纏め	事前準備や訪問調査の結果を受けて、外部評価の結果をとりまとめます。

※原則として、所属する団体（第三者評価機関、介護福祉士養成施設等）に「外部評価機関」になっていただきます。

外部評価の基本スキーム

- 要件を満たし講習を修了した介護職員が評価者（アセッサー）となって、内部評価を実施。
- 評価の適正性を確保するため、定期的に、外部評価を実施。内部評価結果が不適正と判断されれば、レベル認定を取り消し。



以上

外部評価審査員の養成ルート(イメージ図)

外部評価審査員

※基本的には、所属団体が外部評価機関となる

外部評価審査員講習 集合講習(同時中継)

外部評価審査員講習 トライアル評価 (モデル内部評価結果を用いたトライアル外部評価)

外部評価審査員講習テキストの読み込み・eラーニング

アセッサー(評価者)

アセッサー 集合講習(同時中継)

アセッサー講習 トライアル評価

自らの事業所・施設で実施

自らの事業所・施設又は交流のある事業所・施設等で実施

アセッサー講習テキストの読み込み・eラーニング

アセッサーの属性要件を満たす方

- ・介護福祉士養成施設等において介護の領域の科目を5年以上教授又は指導した経験を有する方
- ・上記のほか、アセッサーの属性要件を満たす方

介護福祉士、看護師等であって、5年以上介護サービスに関する評価又は調査の実務に従事した経験を有する方

介護事業所・施設ルート

第三者評価・養成施設等ルート

e ラーニングカリキュラム (変更となる可能性がございます)

目次	内容
第 1 部 介護キャリア段位制度について	テスト問題形式
①介護キャリア段位制度について (概要説明)	テキスト第 I 章
②評価者 (アセッサー) の役割と作業手順	テキスト第 II 章
③介護キャリア段位制度による「できる (実践的スキル)」 の評価 (評価項目の詳解を除く)	テキスト第 III 章第 1・3 節
④介護キャリア段位制度を活用した OJT の推進	テキスト第 IV 章
第 2 部 評価項目・方法の理解	テスト問題形式
I. 基本介護技術の評価	テキスト第 III 章第 2 節 I
II. 利用者視点での評価	テキスト第 III 章第 2 節 II
III. 地域包括ケアシステム&リーダーシップ	テキスト第 III 章第 2 節 III
第 3 部 模擬演習	利用者の状態・介護行為の記録の演習
確認テスト	知識問題及び演習問題。 全問正解まで繰り返し受験 (合格必須)
トライアル評価実施方法	トライアル評価の実施方法の説明

集合講習カリキュラム

(変更となる可能性がございます)

時間	内容
9:30-9:40 (10分)	開催挨拶・講習案内
9:40-10:00 (20分)	介護キャリア段位制度の意義
10:00-10:25 (25分)	評価者（アセッサー）の役割
10:25-11:10 (45分)	評価基準・評価手順
11:10-11:20	休憩（10分）
11:20-12:30 (70分)	模擬監査
12:30-13:30	休憩（60分）
13:30-15:00 (90分)	記録の相互監査演習
15:00-15:15	休憩（15分）
15:15-15:50 (35分)	質疑応答
15:50-16:00	休憩（10分）
16:00-16:30 (30分)	確認テスト（講習修了のためのテスト）
16:30-16:40	休憩（10分）
16:40-17:00 (20分)	連絡事項